

公害加害企業の責任逃れを 許さない!

公害加害企業の法的・社会的な責任について考えよう!

2009年7月8日、水俣病特別措置法が成立しました。これは水俣病の加害企業の分社化を認め、企業を救済する法律です。

公害加害企業の分社化によって加害責任を免れさせる手法は、他の公害問題についても波及する危険性をはらんでいます。

加害企業の責任をいかに果たさせるのか。私たちは今、重大な岐路に立っています。



とき **9月26日(日)** 時間 **10:00~13:00**

会場 **札幌コンベンションセンター**
札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1

アクセス 地下鉄東西線東札幌駅から 徒歩約8分
JR札幌駅より タクシーで15分

プログラム

第1部 基調講演

テーマ: 水俣病特措法における分社化のメカニズムと水俣病特措法の運用に関する問題点

講師: 永松 俊雄 氏
(室蘭工業大学大学院教授)

第2部 パネルディスカッション

パネリスト

- 永松 俊雄 氏 (室蘭工業大学大学院教授)
- 花田 昌宣 氏 (熊本学園大学教授)
- 三角 恒 氏 (日弁連水俣病対策PT座長)

コーディネーター

- 村上 雅人 氏 (熊本県弁護士会・弁護士)

<連絡先>
熊本市京町1-12-2

たんぽぽ法律事務所

弁護士 橋本和隆

TEL 096-352-2523
FAX 096-352-2524